

第3回境港市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年3月10日（金） 午後1時30分から午後2時30分まで

2. 開催場所 境港市役所 第1会議室

3. 出席委員（11人）

会長（議長）	9番	足立晋哉
農業委員	2番	足立恵子
	3番	阿部和夫
	4番	橋本正之
	5番	古徳哲郎
	6番	足立恵一
	7番	佐々木隆

最適化推進委員	10番	濱田孝
	11番	角興
	12番	築谷敏樹
	13番	永井和人

4. 欠席委員	1番	河岡誠
	8番	梶谷重幸

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	武良収
主幹	渡邊龍太
主任	西洋平

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会務報告

第3 議案審議及び報告

議案第10号 令和5年春季農作業労賃標準額（案）について

議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第12号 農用地利用集積計画（案）について

議案第13号 農用地利用配分計画（案）について

議案第14号 農地法第3条第2項第5号の削除に伴う下限面積の撤廃について

報告第7号 農地法第18条第6項の規定による通知書
報告第8号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
報告第9号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

7. 会議の概要

議長 ただ今から、令和5年第3回境港市農業委員会総会を開会いたします。
本日は2名欠席ですので定足数に達しており会議は成立しております。
それでは、委員会会議規則第11条第2項に規定する総会の議事録署名委員
について、議長から指名してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長 それでは、2番足立恵子委員、3番阿部委員にお願いします。
続いて、会務報告を行います。

（会長から次の事項について会務報告）

令和5年2月24日（金）常設審議委員（会長）

令和5年2月24日（金）農業委員会会長協議会研修会（会長）

議長 それでは、議案審議に入ります。議案第10号「令和5年春季農作業労賃標準額（案）について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第10号「令和5年春季農作業労賃標準額（案）について」説明をさせていただきます。議案の1～2ページです。2ページをご覧ください。こちらの令和5年春季農作業労賃標準額（案）でございます。こちらは、令和5年2月10日農業委員会総会後に、農政専門部会を開催いたしまして、こちらの方で、話合っていたいた結果でございます。変更点といたしましては、一般労務単価が以前は830円でしたが、昨年の秋の労賃改定に伴いまして、860円とさせていただいております。耕うん、機械田植えの標準額に対しては、変更なしとさせていただいております。事務局からの説明は以上でございます。

議長 議案の説明が終わりました。農政専門部会をしておりますので、部会長さん一言をお願いします。

古徳委員 先ほど説明がありましたが、昨年と同様の金額でいいのではないかという事に決まりました。一般労務単価は昨年秋から860円になっておりこの春に賃金を上げるという話が出ておりますが、この春は同額という事に決まりました。

この後につきましては、いろいろなところから労賃が決まってくるので、秋にでも改めて決める事にしています。以上です。

議 長 議案の説明が終わりました。ご意見ご質問等はありませんか。
ないようですので採決をとります。議案第 10 号に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第 10 号は、原案のとおり承認されました。続きまして、議案第 11 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の説明をお願いします。

事 務 局 議案第 11 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を説明させていただきます。議案の 3 ページから 5 ページになります。今回 2 件の申請が出ています。(番号 1) 譲受人が新屋町の A さん、譲渡人が新屋町の B さんです。申請地を贈与により所有権移転し、露地野菜を栽培するという申請内容です。土地の所在地は、4 ページをご覧ください。現地は、市民の森の東側、新屋町、畑、267㎡で農用地区域になります。次に農地法 3 条第 2 項の農地の権利移動に関する事項についてご説明をいたします。まず、第 1 号の全部効率利用要件についてですが、現在も畑として使用しておられ、所有権移転後も耕作を維持するとのことですので、農地を効率的に利用できると見込まれます。第 2 号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第 3 号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。第 4 号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は 1 年を通して農作業に従事されるということで、農作業への常時従事は可能と見込まれます。第 5 号の下限面積要件についてですが、取得後の農地が約 12708㎡となり、下限面積要件を満たすこととなります。第 6 号の転貸禁止要件には該当いたしません。第 7 号の地域調和要件ですが、耕作をされるという事で維持することで農地の荒廃を防ぐことができるということで、今回の権利設定及び権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。以上のことから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。現地調査は、梶谷委員、角委員にお願いしました。補足ですが、こちらの農地が以前、農業委員会総会でかかっておりましたが、所有者の方がお亡くなりになりましたので、相続登記をしたのちに改めて申請を出していただいたとい

ことです。以上です。

議 長 議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

角 委 員 先ほど事務局から話がありましたように、場所は、幸神町になります。写真でもわかるように、状態の良い畑です。畑として譲り受けるということですので、特に問題はないと思います。皆さんのご審議をお願いします。

議 長 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので採決をとります。(番号 1) に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、(番号 1)、原案のとおり承認されました。続きまして、(番号 2) の説明をお願いします。

事 務 局 (番号 2) を説明させていただきます。譲渡人が渡町の C さんで、譲受人が渡町の D さんです。申請地を売買により、所有権移転し、耕うん等をされるという申請内容です。土地の所在は 5 ページをご覧ください。中学校の正門から南側の農地でして、渡町、128㎡、農振地域でございます。続きまして、農地法 3 条第 2 項の各号の権利移動の制限に関する事項についてご説明をいたします。まず、第 1 号の全部効率利用要件についてですが、所有権移転後は耕うん等をされるということで、適切な農地の維持管理をされるという事でございます。

第 2 号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第 3 号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第 4 号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は 1 年を通して農作業に従事されるということで、農作業への常時従事は可能と見込まれます。

第 5 号の下限面積要件についてですが、取得後の農地が約 11,630㎡となりますので、下限面積要件を満たすこととなります。

第 6 号の転貸禁止要件には該当いたしません。

第 7 号の地域調和要件ですが、耕うん等で適切な管理をすることにより、荒廃を防ぐことが出来るという事で今回の権利設定及び、権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

以上のことから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。

現地調査は、梶谷委員、角委員にお願いしました。補足ですが、こちらの奥に入っている部分的な農地ですが、譲受人のＤ様の方が、周辺農地を以前取得されていることから、譲渡人の方が申請地も、もらってほしいとお話があったと言う内情でございます。以上です。

議 長 議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

角 委 員 現地は、中学校から南側に向かっていったところになります。写真でもわかるようにに手前の畑の奥の方に、譲受人の畑があります。今回の１２８㎡の畑を取得すると一枚の畑となるということです。少し気がかりなのが譲受人のＤさんがどこまで出来るのかと言う事です。いろいろ思うところはありましたが、今回の議案について問題はないと思います。皆さんのご審議をお願いします。

議 長 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので採決をとります。（番号２）に賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長 全員賛成ですので、（番号２）は、原案のとおり承認されました。続きまして、議案第１２号「農用地利用集積計画（案）について」、議案第１３号「農用地利用配分計画（案）について」関連がありますので一括して説明をお願いします。

議案内容に関係しますので永井委員は退席をお願いします。

（永井委員が退室）

議 長 それでは事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案第１２号「農用地利用集積計画（案）について」を説明させていただきます。議案の８ページから９ページまでとなります。利用権設定各筆明細はこちらになっておりまして、こちらはすべて新規の案件となります。続きまして、議案第１３号「農用地利用配分計画（案）について」を説明させていただきます。議案の１１ページから１２ページが配分先となっておりまして、こちらが先ほど集積にあがっていた農地が全てこちらの方で、配分されるような形となっております。以上です。

議 長 議案の説明が終わりました。他にご意見ご質問等はありませんか。
ないようですので、それでは採決いたします。議案第１２号に賛成の方は挙手
をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第１２号は、原案のとおり承認されました。
続きまして、議案第１３号に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第１３号は、原案のとおり承認されました。

(永井委員が入室)

議 長 続きまして、議案第１４号「農地法第３条第２項第５号の削除に伴う下限面積
の撤廃について」説明をお願いします。

事 務 局 議案第１４号「農地法第３条第２項第５号の削除に伴う下限面積の撤廃につ
いて」を説明させていただきます。議案１４ページをご覧ください。以前よりご
説明をさせていただきましたが、農地法第３条第２項第５号が下限面積でござ
います。こちらのほうが、市町村の方で、実状に応じて下限面積を定める事が
出来るということでございましたが、こちらの方が削除になりました。なので、
今後は下限面積を市町村の方で定めることができませんので、現行で干拓５０
アール、渡、外江、中浜、余子地区が２０アール、境、上道地区が１０アール
と言う下限面積を定めておりましたが、令和５年４月１日より、廃止をしなけ
ればならないと言う事で議案にあげさせていただいております。ただし、先ほ
ども第３条の許可申請について、ご説明をさせていただいている全部利用効率
要件ですとか、農作業の常時従事要件、地域調和要件、転貸禁止要件、さまざ
まな要件自体は、残っていますので、３条の申請としては、皆様にご審議して
いただく必要がございます。事務局からの説明は以上です。

議 長 議案の説明が終わりました。他にご意見ご質問等はありませんか。
ないようですので、それでは採決いたします。議案第１４号に賛成の方は挙手
をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第 14 号は、原案のとおり承認されました。

(事務局から次の事項について報告)

報告第 7 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書

報告第 8 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について

報告第 9 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について

(事務局からその他項目について説明)

・ 今後の予定

○常設審議会 (会長)

令和 5 年 3 月 22 日 (水)

○鳥取県農業会議臨時総会 (会長・事務局長)

令和 5 年 3 月 22 日 (水)

○令和 5 年第 4 回境港市農業委員会総会

令和 5 年 4 月 13 日 (木)

◆午後 1 時 30 分～

・ 農業委員会情報 市報 3 月号「農地の転用について」

市報 4 月号「令和 5 年春季農作業労賃標準額」

「農地法の下限面積撤廃について」

「畑の飛砂防止について」(予定)

議 長 以上で本日の審議は終了いたしました。その他に皆さんの方からございませんか。

議 長 それでは以上をもちまして令和 5 年第 3 回境港市農業委員会総会を閉会します。

令和 5 年 3 月 10 日

境港市農業委員会

議 長

署名委員

署名委員
